

令和6年度 大学教育再生戦略推進費  
高度医療人材養成拠点形成事業  
(高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)  
公募要領

令和6年3月  
文部科学省

## 目 次

1. 背景・目的	1	6. プログラムの実施と評価等	9
(1) 背景	1	(1) 実施体制	9
(2) 目的	1	(2) 評価等	10
2. プログラムについて	2	(3) 成果の発信・普及	10
(1) 申請対象	2	7. 申請書等の提出	10
(2) 選定件数	3	(1) 提出方法	10
(3) 補助期間	3	(2) 留意事項	11
(4) プログラムの規模	3	8. 補助金の交付等	11
3. 申請資格・要件等	3	(1) 補助金の交付	11
(1) 申請者等	3	(2) 補助金の執行に関する留意事項	11
(2) 申請可能件数	4	(3) 補助金における不正等への対応	12
(3) 申請資格	4	9. その他	13
(4) 申請要件	6	(1) 学生等の安全確保	13
4. 申請書の作成	7	(2) プログラム情報の公表等	14
(1) 申請書等	7	(3) その他	14
(2) 指標の設定	7	10. 問合せ先等	14
(3) 資金計画	8	(1) 問合せ先	14
(4) その他	9	(2) スケジュール	15
5. 選定方法等	9	(別添1：事業一覧)	16
(1) 審査手順	9	(別添2：申請制限対象事業)	17
(2) 委員会による意見	9	(別添3：経費の使途可能範囲)	18

## 令和6年度 大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>

### 高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援） 公募要領

#### 1. 背景・目的

##### （1）背景

我が国の科学論文の世界シェアは各分野で低下がみられ、諸外国に比して我が国の研究力は相対的に低下を続けている。その中で、臨床医学分野の論文数は増加してはいるものの、世界の同分野の研究は質・量ともに急速に進化しており、このままでは我が国の国際的な地位の低下に歯止めがかからないことから、速やかに対策を講じる必要がある。特に、医療分野の研究は、新薬や新たな治療法、医療機器の開発等にもつながり、我が国の医療の質向上・産業振興にも貢献するものであるため、強力な推進が求められる。

このような中、大学病院は、医学に係る教育・研究のほか、これらに資することを前提とした診療、特に高度で専門的な医療を提供している。医師の働き方改革など今後も様々な制約に直面する中で、大学病院は、我が国の医療を支える医療機関としてのより効果的・効率的な運営に向け、それぞれが将来的に目指していくべき姿を明らかにしていくことが必要である。

特に研究面において各大学病院が特色を打ち出し、各機関間の医療情報等研究データの共有をはじめ相互連携による相乗効果を発揮し、教育面において特色に裏付けられた医学研究者の養成や診療参加型臨床実習の充実による高度な臨床能力を有する医師を養成する必要がある。

また、医師の働き方改革を推進する観点から、医師以外ができることは、極力、教育・研究支援者や他の医療従事者が担うようにすることも重要である。

##### （2）目的

本事業は、大学病院において、医師の働き方改革を進めながら、教育・研究支援者を活用するとともに、医学生及び医学系大学院生に対して教育的配慮の下、研究活動に参画する機会を確保することや効果的な臨床実習を行うことで、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成し、我が国の学術研究とともに新たな診断・治療法・医薬品・医療機器の開発等を見据えた臨床研究<sup>2</sup>等を推進し、医学・医療の発展や研究力の強化に貢献することを目的とする。

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

<sup>2</sup> 例えば、生活習慣病（循環器、糖尿病等）、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病・希少疾患、成育、感染症（薬剤耐性含む）等に係る臨床研究等の推進が考えられる。

## 2. プログラム<sup>3)</sup>について

### (1) 申請対象

診療参加型臨床実習の充実に対する取組を行い、以下の【タイプA】又は、【タイプB】の臨床研究を推進する体制を整備することで、大学病院において、TA、RA、SAとして医学生及び医学系大学院生が教育・研究に参画する機会を創出する取組や教育・研究支援者の活用等により高度な臨床に関する知識・技能等を有する医師を養成する取組を対象とします。

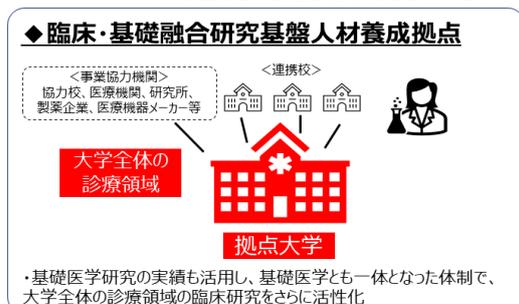
#### 【タイプA】臨床・基礎融合研究基盤人材養成拠点

臨床・基礎の一体化した体制で、国際レベルの臨床研究を大学全体の診療領域で進めることで、国全体の基礎・臨床研究をけん引し、大学の研究力強化とともに、高度な臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する医師養成を行う拠点を形成する。

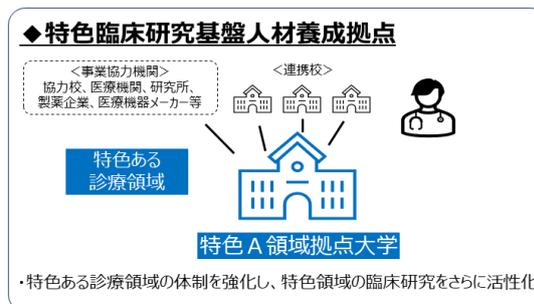
#### 【タイプB】特色臨床研究基盤人材養成拠点

特色ある診療領域の体制を強化し、国際レベルの臨床研究を特色ある領域で進めることで、その診療領域における臨床研究をけん引し、大学の研究力強化とともに、高度な臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する医師養成を行う拠点を形成する。

(臨床研究関連) ※他校との連携は必須ではありません



臨床・基礎の一体化した体制で、国際レベルの臨床研究を大学全体の診療領域で進めることで、国全体の基礎・臨床研究をけん引し、大学の研究力強化とともに、人材養成の基盤構築を進める取組に対して支援



特色ある診療領域の体制を強化し、国際レベルの臨床研究を特色ある領域で進めることで、その診療領域における臨床研究をけん引し、大学の研究力強化とともに、人材養成の基盤構築を進める取組に対して支援

- 各拠点にとまらずその領域において共同研究や人材交流、医療情報の共有等を図ることで国全体の臨床研究を推進
- 学術研究とともに新たな診断・治療法・医薬品・医療機器の開発等を見据えた研究を促進

【取組例】生活習慣病（循環器、糖尿病等）、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病・希少疾患、成育、感染症（薬剤耐性含む）等に係る臨床研究の推進

(臨床実習関連)

#### 診療参加型臨床実習の充実

【取組例】

効果的な教育支援者の活用、実践的な準備教育の充実、効果的な患者同意の取得、患者の医療安全の確保 など

<sup>3)</sup> ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

(2) 選定件数

【タイプA】10件程度

【タイプB】25～30件程度

ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大6年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) プログラムの規模

補助金基準額 : 【タイプA】80,000千円程度(初年度・年間)

【タイプB】40,000千円程度(初年度・年間)

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。なお、配分額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学<sup>4</sup>のうち医師養成課程の学部学科を置く大学を対象とします。

---

<sup>4</sup> 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する学校に限る。)

## ② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。複数大学が参加して実施する事業（以下、「連携事業」という。）の場合は、主となる1つの機関（医師養成課程の学部学科を置く大学）が「代表校」（申請担当大学）として申請することとします。参加する大学のうち、代表校から補助金の配分を受ける場合は「連携校」、補助金の配分を受けない場合は「協力校」とします。医師養成課程の学部学科を置かない大学は、代表校となることはできませんが、連携校や協力校として参加することは可能です。また、事業に協力する協力校、一般の医療機関、研究所、製薬企業、医療機器メーカー等は「事業協力機関」とします（補助金を配分することはできません）。

## ③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程）で申請することはできません。

## ④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

## (2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、代表校（申請担当大学）、連携校の別に関わらず1件までとし、協力校が複数の申請に参加することは差し支えありません。

## (3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。代表校のみならず、連携プログラムを実施する連携校も対象となります。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和5年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
収容定員 充足率	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費における事業のうち令和5年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添2のとおり。）
- vi) 再推費における事業のうち令和5年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表1に掲げる令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部のうち、下記次の表1に掲げる令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

※ix) 及び x) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。（なお、本取扱いは令和6年度限りとし、令和7年度以降の措置は行わない。）

(表1)

区分	大学				
	大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上		
学部規模 (入学定員)	-	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	4,000人未満
令和5年度 収容定員 充足率	0.5を上回る	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満※	1.15倍未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

#### (4) 申請要件

##### 大学病院改革プラン関係

大学病院では、医師の働き方改革と病院の機能維持が求められる中で、本事業により教育支援者や研究支援者等を配置することにより、医学生や医学系大学院生の教育環境の充実はもとより、教員（医師）の負担軽減が期待できます。

このことから、本事業に申請する大学は、以下の取組を申請要件とします。

- i) 「今後の医学教育の在り方に関する検討会」における議論を経て、文部科学省が策定・公表する大学病院改革ガイドラインに基づいた大学病院改革プランを策定し、各大学のウェブサイトで公表すること
- ii) 本事業の申請書に記載した計画・取組を大学病院改革プランに反映させること
- iii) 本事業の申請書【別添】に診療参加型臨床実習の充実に向けた計画について記載するとともに、記載した計画を大学病院改革プランに反映させること

##### 教育改革関係・設置関係

また、本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和9年3月までに確実に達成することが申請の要件となります。代表校のみならず、連携校も対象となります。

※ivについては専攻科、別科、研究所、センター等を、v～ixについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

##### (教育改革関係)

- iv) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育・研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- v) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。

- vi) CAP 制<sup>5</sup>の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。
- vii) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全基幹教員（※）の4分の3以上が参加していること）。※従前の専任教員制度を適用する大学等においては専任教員をいう。
- viii) 成績評価において、GPA 制度<sup>6</sup>などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。
- ix) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

（設置関係）

- x) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

#### 4. 申請書の作成

##### （1）申請書等

『令和6年度大学教育再生戦略推進費「高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援）」申請書作成・記入要領』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

##### （2）指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標（◆）を設定してください。その際、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。

---

<sup>5</sup> 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

<sup>6</sup> Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

(アウトプットの評価指標)

- ◆診療参加型臨床実習の充実（協力医療機関や教育支援者、教育的配慮の下教員の教育活動に参加するTA、SAの増加等）
- ◆臨床研究環境の充実（教育的配慮の下教員の臨床研究活動に参加するTA、RA、SAの増加等）
- ◆臨床研究支援体制の充実（研究支援者の増加、【タイプA】の場合は基礎医学と臨床医学分野の連携体制の構築等）

(アウトカムの評価指標)

- ◆門田レポートで医学生が実施すべきとされている医行為の経験率の上昇
- ◆臨床研究論文数の維持・増加
- ◆教育・研究支援者を配置する研究室・診療科等の医師の教育・研究時間の維持・増加
- ◆医学系大学院生の維持・増加

その他、計画に基づき必要な任意指標（◇）を適宜設定してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

#### (4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

### 5. 選定方法等

#### (1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「高度医療人材養成拠点形成事業推進委員会」（以下「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和6年度「高度医療人材養成拠点形成事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は6月中旬頃に行う予定です。面接対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は6月下旬頃に行う予定です。

#### (2) 委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

### 6. プログラムの実施と評価等

#### (1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。

- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

## (2) 評価等

- ① プログラムについては、委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和8年度に、事後評価は補助期間終了後の令和12年度にそれぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

## (3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

## 7. 申請書等の提出

### (1) 提出方法

『令和6年度大学教育再生戦略推進費「高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援）」申請書作成・記入要領』に定められた提出方法に従ってください。

## (2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ④ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは[文部科学省ウェブサイト](#)を参照してください。
- ⑤ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

## 8. 補助金の交付等

### (1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、研究拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、「研究拠点形成費等補助金交付要綱」（令和5年3月28日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

### (2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大6年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

(3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「[研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）](#)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

#### (4) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における質の高い臨床教育・研究実施のための新たな体制の構築を先導する大学として情報発信に取り組み、診療参加型臨床実習の実質化及び臨床研究の実施体制強化、医師の働き方改革など積極的に取り組んでいただくこととします。

#### (5) その他

本事業の公募は、令和6年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

また、本事業では、必要に応じて民間企業や地方自治体等の協力を得ながら、医師・薬剤師等の高度医療人材を養成する以下に掲げる取組について推進します。

- 質の高い臨床教育・研究実施のための体制強化
- 民間企業等と連携したAI技術の開発・導入を推進する人材の養成
- 死因究明に関する優れた知識・技能を有する法医人材の養成
- 医療環境の変化等に対応した質の高い薬剤師の養成

## 10. 問合せ先等

### (1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省高等教育局医学教育課医学教育係  
メール：[igaku@mext.go.jp](mailto:igaku@mext.go.jp)  
電話番号：03-5253-4111（内線 3306）

(2) スケジュール

公募締切

令和6年4月26日

面接審査

令和6年6月中旬頃

選定結果通知・交付内定  
(事業開始)

令和6年6月下旬頃(予定)

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進  
—大学教育再生戦略推進費—

令和 6 年度予算額 (案) 122 億円

- Society5.0 の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成
  - 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～ 9 億円
  - デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 5 億円
  
- 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等
  - 卓越大学院プログラム 36 億円
  - 知識集約型社会を支える人材育成事業 2 億円
  - 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 4 億円
  - 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 1 億円
  
- 大学教育のグローバル展開力の強化
  - 大学の国際化によるソーシャルインパクト創成支援事業 18 億円
  - 大学の世界展開力強化事業 13 億円
    - － アフリカ諸国との大学間交流形成支援 ( 1 億円)
    - － アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進 ( 2 億円)
    - － インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 ( 3 億円)
    - － 米国等との大学間交流形成支援 ( 5 億円)
    - － EU 諸国等との大学間交流形成支援 ( 2 億円)
  
- 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進
  - 高度医療人材養成拠点形成事業 21 億円  
(高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)
  - 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン 9 億円
  - ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 5 億円

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 5 年度に実施した事後評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 30 年度	大学の世界展開力強化事業 (COIL 型教育 (米国・ASEAN 等))
平成 30 年度	Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト)
平成 30 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：精神関連領域 テーマ②：医療チームによる災害支援領域

- 令和 5 年度に実施した中間評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 2 年度	卓越大学院プログラム
令和 3 年度	大学の世界展開力強化事業 (アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進)
令和 3 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

**【物品費】**

**①「設備備品費」**

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

**②「消耗品費」**

プログラムを遂行するために真に必要な教育研究支援活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

**【人件費・謝金】**

**①「人件費」**

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教材開発等を担当する教員や教育研究支援人材等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

## ② 「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ① 「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ② 「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③ 「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

#### ④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

#### ⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

#### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。